

施策の内容	区分	担当課	成果目標	執行状況	達成成果
計画を着実にすすめる推進体制					
14 男女平等参画社会の実現をめざす拠点の整備					
(1) (仮称)女性センターの整備					
「女性センター検討小委員会」で提案されたセンター機能や事業構想の具体化に向け、検討をすすめます。また、施設の設置検討にあたっては、老若男女の市民が集える環境を備えた施設づくりをすすめます。	新規	生活文化課	(仮称)女性センター開設準備委員会から提案された事業や運営について具体化し、老若男女の市民が集える環境整備をする。	・住吉会館開館事業と男女共同参画週間とあわせてパネル展示「なるほどジェンダー」を実施した。 ・市民公募による企画運営委員会を設置した。 ・世代間交流事業を実施した。	・開館事業に参加した方々にパネル展示を見ていただいた。 ・企画運営委員会を14回開催し、主催講座の企画・実施。男女平等情報誌パリティを2回、パリティだよりを3回発行した。 ・世代間交流事業で、七夕まつり、パープルリボンプロジェクト、住吉老人福祉センター舞台開きを3館協力のもと実施した。
15 庁内推進体制の整備					
(1) 横断的推進組織の確立					
全庁あげての推進を担保するために、男女平等参画行動計画推進委員会を継続・発展させ、市長(助役)を長とし、各部の部長を構成員とする横断的推進組織を確立します。	拡充	生活文化課	庁内の男女平等推進会議と男女平等参画推進委員会との横断的な推進体制の確立。	第2次男女平等参画推進計画策定に伴い、男女平等推進会議幹事会を平成20年6月26日に開催した。	男女平等推進会議幹事会で計画原案の概要説明を行った。
(2) 男女平等推進担当部署の調整機能強化					
各部署にかかわる男女平等参画施策を推進・調整するため担当部署の調整機能を一層強化していきます。	拡充	生活文化課	担当部署の調整機能を一層強化	各課から実績評価提出後、“職場”で実践する男女平等の担当グループが、関係各課とのヒヤリングを実施した。	各施策の課題や達成成果などについて説明を受け、事業を担当する立場からの声を聞くことができてよかった。
(3) 国・都・NPO等関係機関との連携促進					
法整備や規制など、一自治体では取り組みが困難な施策については、市区町村や関連機関と連携し、国や都に働きかけをしていきます。	継続	生活文化課	法整備や規制など、一自治体では取り組みが困難な施策については、市区町村や関連機関と連携し、国や都に働きかけをしていきます。	未実施	未達成
(4) 男女平等推進条例の検討					
男女平等参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開していくために、そのよりどころとなる条例の検討を行います。	新規	生活文化課	男女平等参画推進計画の検証・評価の中で検討	未実施	未達成
(5) 苦情処理機関設置の検討					
男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に、適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。 なお、設置にあたっては、男女平等推進条例に位置づけます。	新規	生活文化課	男女平等参画推進計画の検証・評価の中で検討	未実施	未実施

☐☐☐ は重点事業

課題	担当課事業評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
住吉開館内にある融合施設としての男女平等推進センターとして、特徴ある運営、事業展開等今後の検討したい。	市民公募の企画運営委員会を設置し、各種事業を実施することができた。 世代間交流事業については、それぞれの館が実施する事業について協力する形だった。3館それぞれの事業を知る上で良かったと思う。今後、融合施設としての特徴を活かした世代間交流事業にしていくためには検討する必要がある。	A 開館にあたって、大変苦労された事と思います。施策実施を評価します。今後も市民参加型の運営を進め、融合施設としての機能を発揮・拡充していただきたいです。
平成18年に設置されている庁内の男女平等推進会議と男女平等参画推進委員会と横断的な推進体制を確立したい。	庁内の男女平等推進会議の幹事会を開催し、計画の原案説明ができたことは良かったと思う。平成21年度は意見交換会の開催を予定している。	B 率先した幹事会の開催を評価します。男女参画推進計画を実施するには、庁内での推進は大変重要であるため今後も着実な事業展開を期待します。
各部署からの実績評価提出後、事業担当課の実態把握と事業調整を行いたい。	計画を着実に推進していくために、担当課の実態把握が一部でもできたことは良かった。	B 担当課が強いリーダーシップを発揮して、各課との調整を図ることによって計画の周知が進むのではないかと。また、ヒヤリングなどを行うことで執行側の考えも理解でき、次期計画の検討にも参考になった。今後も調整機能の強化を期待します。
まず、近隣市と協議が必要。	近隣市と協議が必要。	C 国や都に対して連携を図って発言していくということは重要な事だが、未実施・未達成が続くということはどうか検討を進めてほしい。
第1次男女平等参画推進計画の5年間の推進状況をまとめる中で、条例の検討を行ないたい。	男女平等参画推進計画を着実に推進していくために必要な条例なので、条例設置の提案をしていきたい。	C 条例設置検討委員会の設置など、一日も早く、より具体的な展開を望む。
第1次男女平等参画推進計画5年間の実績評価の中で男女平等推進条例設置とあわせて検討。	内閣府男女共同参画局発行の苦情処理ガイドブック（平成20年3月発行）等から現状把握と情報収集を行った。	C 他市での実情も踏まえた情報収集を続け、男女平等推進条例設置とともに検討いただきたい。

16 庁内の男女平等の推進				
(1) 職員の男女平等に関する理解促進				
男女平等に関する職員意識・実態調査を行い、実態の把握に努めるとともに、男女平等に関する職員研修の実施や、庁内掲示板等の活用による情報発信などを行い、理解の促進を図ります。	新規	生活文化課	男女平等に関する職員意識・実態調査に基づき職員研修や庁内掲示板等の活用による情報発信を行う。	未実施
(2) 市発行物における男女平等の徹底				
市報や各課で作成する情報誌・ポスター等における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、ガイドラインを作成・配布します。	新規	生活文化課	庁内推進委員によるガイドラインの作成	未実施
(3) 管理的立場における女性職員の参画促進				
経験や能力の向上をめざした研修を実施し、管理的立場にふさわしい人材の育成に努めます。 また、意欲をもって職員が積極的に管理職試験を受験するよう環境を整えます。	拡充	職員課	意欲を持つ職員が、組織内においてその能力や経験をより一層発揮できるよう環境整備を行う。	人材育成基本方針実施計画に基づき、東京都市町村職員研修所等を活用し、各種研修への参加を推進した。 管理職試験対象者及び各部課長に対し、管理職試験の受験奨励について通知を行った。 ・管理職試験（短期）受験者数9名中、女性職員0名（0%） ・管理職試験（長期）受験者数1名中、女性職員1名（100%）
17 計画の進行管理				
(1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理				
より積極的な取り組みをすすめるために、恒常的な市民参画の組織である西東京市男女平等参画推進委員会を充実させ、毎年の各事業の進捗状況を評価し、提言を行います。 また、定期的に広くより多くの市民の声を聞く場をもつよう努めます。	新規	生活文化課	男女平等参画推進委員会を設置（H20.7～H22.7）し、毎年度各事業の進捗状況評価し、推進に当たって提言を行う。	男女平等参画推進委員会を12回実施。 第2次男女平等参画推進計画（素案）についてパブリックコメント及び市民説明会を2回実施した。 平成19年度西東京市男女平等参画推進計画実績評価を取りまとめた。 第2次男女平等参画推進計画（案）を答申した。

職員の意識調査結果を活かした情報発信、理解の促進をいかにしていくか検討する。	平成19年度に実施した職員意識調査結果を基に、庁内掲示板等を活用して情報発信していくなどできることからはじめたい。	C	担当課事業評価にあるように、とにかくできる事から始めてほしい。
関係課と協議・検討する	関係課と協議・検討が必要	C	他機関での状況収集などにより、ガイドライン作成の検討を進めてほしい。
管理職試験受験者数の増加	庁内研修の充実を図り、研修推進プロジェクト委員会でさらに研修内容の検討を行う。 受験者数の増加を図るため、今後も受験対象者に対し受験奨励を行う。	B	女性職員の参加促進以前に、受験者数の増加に努める必要がある。受験奨励通知を行うだけでなく、管理職的立場ふさわしい人材の育成を推進していただきたい。
事業評価の際、一部の領域が事業担当課とヒヤリングを実施し、各施策の課題や達成成果などについて説明を受け、事業担当する立場からの声を聞くことができたことを良かったと評価しているので、他の領域についてもヒヤリングについて検討する。また、男女平等推進会議とどのような連携をしていくのか検討する。	男女平等参画推進計画を着実に推進していくために、男女平等推進会議と連携しながら推進する。	B	本事業評価も含め、計画を進行するにあたり庁内や委員会などで各種調整を行っていただいた。第1次男女平等参画推進計画を進める中で、人権意識の改善がなされてきた。今後も次期計画を委員会と連携しながら着実に推進していきたい。